

○松山市事業系一般廃棄物の減量及び再資源化に関する指導要綱

平成11年12月21日

要綱第56号

改正 平成15年12月22日要綱第67号

平成17年5月12日要綱第36号

平成29年2月20日要綱第7号

(目的)

第1条 この要綱は、松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年条例第8号。以下「条例」という。）第18条で規定する事業者（以下「事業者」という。）に対し、廃棄物の発生・排出抑制及び適正処理等について指導・助言を行い、もって廃棄物の減量・再資源化に寄与することを目的とする。

(分別の徹底及び適正処理等の確保)

第2条 事業者は、その事業活動に伴い生じる廃棄物について再生利用が可能な物、一般廃棄物又は産業廃棄物の分別の徹底を図るとともに、廃棄物の再資源化に努めなければならない。

2 事業所は、廃棄物の収集運搬・処分を他に委託するに当たっては、当該廃棄物が適正に処理されていることを適宜確認しなければならない。

(台帳整備)

第3条 事業者は、他に廃棄物の処理を委託した場合は、契約書、処理証明書等必要な書類の台帳整備を行うとともに、これを管理・保管しなければならない。

(減量計画の作成)

第4条 事業者は、条例第18条の規定により、4月1日から翌年3月31日までの間における事業系一般廃棄物の減量及び適正処理等に関し、事業系一般廃棄物減量等計画書（様式）を毎年6月末までに市長に提出するものとする。

(指導・助言)

第5条 市長は、前条の事業系一般廃棄物減量等計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要な指導・助言を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成15年12月22日要綱第67号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年5月12日要綱第36号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年2月20日要綱第7号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日以後の期間について作成する減量計画から適用する。